



長期優良住宅・低炭素建築物 申請書等の押印廃止について

長期優良住宅(※1)及び低炭素建築物(※2)認定申請における各種申請書等について、国で定める様式については令和3年1月1日から、県で定める様式については令和3年3月1日から押印を求めないこととなりました。

なお、**次の書類は、押印廃止の対象外で引き続き押印を求めることとして**おります。詳しくは窓口までお問合せください。

(※1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

(※2) 都市の低炭素化の促進に関する法律

【引き続き押印を求める書類】

委任状

原則申請者の押印を求めますが、押印に代わる手段として次のいずれかによる意思確認も可能です。

- ・申請者の自署
- ・申請者の連絡先の記入
(電話番号もしくはメールアドレス)
- ・申請者の申請意思を確認できる書類
(契約書の写し等)

※申請書等を手書き訂正する場合は、訂正を行った者の押印又は署名をお願いします。

※押印を求めないこととする申請書等に押印しても差し支えありません。